特例措置の運用《業務編》

別 紙 ２

１　対象業務等

　　本運用の対象となる業務は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

(1)　令和５年３月から適用する設計業務委託等技術者単価（旧技術者単価）及び令和５年３月から適用する公共工事設計労務単価（旧労務単価）に基づき予定価格を積算し、令和６年３月１日以降に契約を締結した建設コンサルタント業務等

(2)　静岡県業務委託契約約款第51条、この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めることを条項に定めている建設コンサルタント業務等

２　受注者への通知

　　発注者は、受注者が特例措置に基づく業務委託料の変更の協議を請求できることを、別紙様式１の通知文で受注者に伝える。

　　なお、契約変更事務の集中を回避するため、受注者への通知時期を分散するなど適宜対応すること。

３　業務委託料の変更の協議

(1)　受注者からの申請

業務委託料の変更を請求する場合、受注者は通知日から14日以内（土日祝祭日を含む。）に別紙様式２を発注者に提出する。

(2)　業務委託料の算定

発注者は、新技術者単価、新労務単価により積算し変更増加額を算定する。

(3)　協議開始日

請求を受けた日から14日以内（土日祝祭日を含む。）に協議を開始するものとする。ただし、請求を受けた日から７日以内（土日祝祭日を含む。）に、指示書等により協議開始日を通知した場合は、この限りでない。

(4)　受注者への協議について

発注者は、別紙様式３により契約金額の変更に関する協議を行う。

（特例措置による変更に加え、設計変更協議も同時に行う場合も、別紙様式３による。）

＊　執行管理システムから出力される協議書使用可能

(5)　変更契約

受注者は、(4)に異議がなければ変更契約を締結する。

４　その他

(1)　今回の特例措置は、受注者からの請求があった場合にのみ、協議を行うこと。なお、協議の請求期限は発注者の通知日から14日以内（土日祝祭日を含む。）までとする。

(2)　対象は、旧技術者単価及び旧労務単価を適用し、令和６年３月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等とする。

(3)　機労材全てを変更の対象とする。

(4)　令和６年２月29日以前に契約したものは対象外とする。

(5)　不調・不落となった場合には、最新の単価期において再積算すること。

５　手続の流れ参考イメージ

(1)　特例措置①（14日以内に協議開始）

Ｒ6.3.1

14日以内

14日以内

Ｒ6.3.1より前の単価期で積算

**設計変更同時協議可**



協議開始

変更契約

受注者から請求

契約

受注者へ通知

(2)　特例措置②（７日以内に協議開始日通知）

７日以内

Ｒ6.3.1

**設計変更同時協議可**

14日以内

Ｒ6.3.1より前の単価期で積算



契約

受注者へ通知

受注者から請求

協議開始日を通知

協議開始

変更契約

様式１

○○第　　号

令和６年　月　日

　　　　　　　　　　　　様

静岡県○○事務所長

令和６年３月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計

労務単価についての運用に係る特例措置について（通知）

　令和○○年度<<契約名を記入。「下記業務」、「別紙業務」等とし、別途、複数件記載することも可>>については、令和５年３月から適用する静岡県建設資材等価格表（業務委託等技術者）及び令和５年３月から適用する静岡県建設資材等価格表（公共工事設計労務）を適用し、契約締結を行ったところですが、令和６年３月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価が上昇していることから、特例措置として、○○契約第○条<<静岡県業務委託契約約款第51条、その他の契約書の場合は、契約書名及び定めのない事項については必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めることを規定している○条を具体的に記入>>に基づき、新労務単価及び新技術者単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができます。請求する場合には、下記に留意のうえ手続を行ってください。

記

１　変更の協議を希望する場合は、様式２により本通知から14日以内（土日祝祭日を含む。）に請求すること。

２　１の請求後、静岡県から業務委託料の変更の協議又は協議開始日を通知します。

担　　当

電話番号

様式２

令和６年○月○日

　静岡県○○事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

令和６年３月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置による業務委託料の変更について（請求）

　令和６年○月○日付けで契約締結した令和○○年度<<契約名を記入>>については、業務委託料の変更を請求するので○○契約第○条<<静岡県業務委託契約約款第51条、その他の契約書の場合は、契約書名及び定めのない事項については必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めることを規定している○条を具体的に記入>>に基づき業務委託料の変更協議を請求します。

記

　　　　　　　　業務名

　　　　　　　　施行箇所

　　　　　　　　業務委託料

様式３（従来版）

令和６年○月○日

　受注者

　商号又は名称

　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　静岡県○○事務所長

令和６年３月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置による業務委託料の変更について（協議）

　令和６年○月○日付けで請求のあった標記について、○○契約第○条<<静岡県業務委託契約約款第51条、その他の契約書の場合は、契約書名及び定めのない事項については必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めることを規定している○条を具体的に記入>>に基づき、下記のとおり協議する。

　なお、承諾については変更契約書２部を作成し、記名押印のうえ提出されたい。

記

１　業務委託名 　令和○○年度○○業務

２　変更業務委託料　　￥○○○,○○○,○○○.-（増額）

　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥○○○,○○○.－

３　協議が整わない場合

　　　協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受

　　　注者に通知する。

様式３（執行管理システム版）

***執行管理システムから出力される変更協議書に***

***「４」を追記して下さい。***

令和６年○月○日

　受注者

　商号又は名称

　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　静岡県○○事務所長

業務委託の変更契約について

　令和６年○月○日に契約した業務等委託契約について下記のとおり変更したいので協議します。

　なお、承諾の上は変更業務等委託契約を締結して下さい。

記

１　委託業名　　 令和○○年度○○業務委託

２　施行箇所

３　変更事項

（１）委託料　　￥○○○,○○○,○○○.-（増額）

　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥○○○,○○○.－

（２）履行期限　　　変更なし

（３）委託業務内容　別添設計書、図面のとおり

（４）その他

４　令和６年３月から適用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価についての運用に係る特例措置による協議

（１）　本協議は、先に請求のあった、特例措置による契約金額の変更である（別途、設計変更による変更を含む場合がある。）

（２）　通知から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。

SMILES操作方法（参考）

参　考

1. 変更設計書作成時に鏡画面の「単価適用年月」を当初契約月へ変更してください。（図１）
* 「歩掛適用年月」は変更しないでください。
1. 更新ボタン押下時に単価期変更の確認メッセージが表示されます。

「ＯＫ」を押下し、単価適用年月を一括変更してください。（図２）

* 「キャンセル」を押下した場合、内訳表・明細表に反映されませんのでご御注意ください。

**図１　設計書鏡登録（委託）画面**

****

当初契約月に変更

（例：令和６年３月に当初契約）

**図２　確認メッセージ**

****

1. 設計書鏡において変更できるものは、システム内に単価が登録されているもののみとなっていますので、手入力した単価等については、再度当初契約月の単価等を入力願います。
2. 設計書印刷より設計書を出力し、「基本単価」のみが鏡画面にて指定した当初契約月に変更されたか確認してください。（図３）

**図３　設計書鏡**

****

（注意事項）

・システムの操作にて「歩掛適用年月」は変更しないでください。

・出力された設計書鏡において、基本単価の適用月だけが変更となっていることを確認してください。

・手入力されたデータは再度手入力してください。